

第 17 回天塩川流域委員会への申し入れ

第 16 回委員会で、私どもの申し入れ事項について開発局からある程度の回答が出されました。これらの回答および委員会で論議された点について、改めて下記のように申し入れを致します。これらに対し、第 17 回天塩川流域委員会で開発局の考えを示していただくとともに、委員会で積極的な論議がされるよう、お取り計らい下さるようお願い申し上げます。

治水

1. 予測氾濫域を公開し、それについて住民説明を求めます

1.1 開発局が想定している洪水に関する資料の公開を求めます・・・昭和 48 年 8 月などの洪水時の浸水家屋実績と開発局の推測値（第 14 回委員会；資料 5）の違いに対する質問について、開発局からは十分な説明がなく、専門委員から被害額が最大になるように計算するという説明がありました。これらの説明に質問した委員は納得せず資料を求め、次回委員会で開発局から資料にもとづき説明が行われることになったと理解しています。

私どもはこれと関連して、第 16 回委員会資料-2（追加資料 13）の 12～19 ページに示された「整備計画で目標としている戦後最大規模の洪水により想定される浸水区域」が、前述の資料 5 において 6300 億円の被害額を想定した浸水域であるかどうかお尋ねしたい。改めて、前述の資料 5 において開発局が 6300 億円の被害額を想定したときの雨量、流量、破堤位置、氾濫域およびこれらを想定した方法について明らかにすることを求めます。

1.2 開発局が想定している洪水に関して、氾濫域および情報伝達手段について住民説明を求めます・・・前回私たちが提出した申し入れに述べたように、開発局が実施した住民アンケートでは「ある程度安全と思う」人の割合が 89%にのぼっています。開発局が洪水の起きる危険性が高いと考えているならば、洪水により水害が発生すると想定している地域を明らかにして、住民に説明するのが開発局の責務です。また、住民説明会においては、想定される氾濫域に加えて、防災用情報伝達手段についての開発局の考え方も示していただきたい。

天塩川流域ではハザードマップが配布されていると聞いていますが、ハザードマップが必要になるような事態が生じる時、避難命令などの情報を伝達する手段が整備されていなければ、ハザードマップの価値がなくなってしまいます。私たちは、天塩川流域の世帯には避難命令などの情報を伝達する手段が完備されているとは言いがたい状況にあると考えています。ハザードマップを無駄にしないためにも情報伝達手段の完備が望まれています。

2. 目標流量洪水時に名寄川流域の氾濫域を、その根拠とともに示すことを求めます

開発局が示してきた洪水時の流量－水位曲線（Q-H 図）を目標流量（1500m/s）まで引き伸ばした水位は約 107mであり、一方天塩川資料集に描かれている真敷別の河川横断面図に示されて

いる堤防最上部の高さは約 109mです。従って、目標流量が流れても真勲別では洪水にならないのではないかとこの質問に対して、開発局からの説明は目標流量の求め方を述べるだけでこの質問に答えませんでした。専門委員からは目標流量が堤防を越えなくても、堤防が痩せているため水害が生じるとの説明がなされました。質問した委員はこれに納得せずに資料請求を行いました。

私どもは、開発局が、名寄川流域の多くの点で目標流量が流れると洪水になるという開発局の説明に疑問を感じています。質問した委員が述べたように堤防が不完全ならば完全なものにすれば良いと考えられますが、真勲別地点の堤防は完成堤防です（第 2 回天塩川流域委員会資料）。従って、目標流量が流れた時、名寄川流域でどこが洪水・水害が生じるのかを、その根拠とともに示していただきたい。

3. 農地を犠牲にする遊水地は開発局が示した案であることを明らかにしてもらいたい

第 16 回委員会では、農地を犠牲にする遊水地案を誰が提案しているのか明らかにしないまま「遊水地によって農地が失われるのは重大である」との趣旨の発言が相次ぎました。また、サンルダム建設推進団体が 9 月 9 日に名寄市市民文化センターで開催した集会では、農民の方から「中名寄の農地が遊水地案の対象となっていて、賛成できない」という趣旨の発言がありました。

第 16 回委員会で提出された資料—2（追加資料その 13）の 25～26 頁に遊水地位置図（治水 45-3）が示されています。これを見ると名寄川流域で「寄せられた意見の中で提案された遊水地」（私どもが冊子で提案したもの）はサンルダム計画地だけです。一方「開発局で検討した遊水地位置」はサンル川合流点から天塩川合流点の間の名寄川左岸全体です。明らかに中名寄の農地を犠牲にする遊水池案は開発局が検討したものです。第 17 回委員会で開発局は、中名寄を含む農地を犠牲にする遊水地案を考えたのは冊子グループではなく開発局であることを明らかにしていただきたい。

利水

1. 名寄川流域の灌漑用水の実態をまず明らかにすることを求めます

サンルダムには灌漑用水の取水権は設定されていません。また流域委員会で名寄川流域における灌漑用水が不足している実態も具体的に報告されていません。実際に現在どの程度灌漑用水が不足しているのかを明らかにすることをまず示していただきたい。それに基づいてどのようにして現在の取水権を担保するのがよいのか論議すべきです。

2. 名寄市の水道水はなぜサンルダムに依存しなければならないのか説明を求めます

名寄市の水道水のうち現在名寄川真勲別頭首工からの取水量は 0.13m³/s です。今後さらに必要な水量は 1510m³/日であり、それを換算すると 0.0175m³/s となります。この追加水量は真勲別における 10 年に一度の渇水水量 2.58m³/s のわずか 0.68%の量です。なぜ名寄市は真勲別頭首工からの取水をわずかに増やすことをしないのでしょうか。どうしてもダムでなければならない理由の説明を求めます。

3. 名寄川の水質悪化の実態（データ）と原因を明らかにするよう求めます

第16回委員会で、名寄川の水質が悪化していて処理場における水質浄化の費用がかさむので、名寄市の水道用水としてサンルダムを求めるといふ声が紹介されました。2006年3月31日名寄新聞は、「下川環境白書によれば、大腸菌群は基準を大幅に超えていること、その原因のひとつは畜産廃棄物の流入と考えられる」と報道しています。開発局は大腸菌群の基準が越えていることおよびその原因をどのように把握して、どのように改善しようとしているのか明らかにしていただきたい。開発局が、実態、原因および対策を明らかにせず水質浄化をサンルダムに依存するという考え方をもっているとすれば、最初にダムありきと批判されてもやむをえないのではないのでしょうか。開発局の見解を示していただきたい。

4. サクラマスが減少していないのに真勲別地点の正常流量が維持されていないという説明は納得できません

第16回委員会資料—2（追加資料その13）では正常流量が下回った日数を記述した表が示されました。これをみると、1～3月ではほとんど半分以上が正常流量を下回っていますが、サクラマス遡上期の8～12月ではとくに1994年以降は正常流量を下回っている日は少ないことが明らかにされています。正常流量を下回る日数が多ければサクラマスなどサケ類資源に悪影響を与えるというのが開発局の説明でした。サンル川のサクラマス資源が減少しているという報告はないので、現状では正常流量は維持されていると見るのが妥当です。私どもは冬季（1～3月）の維持流量（4.8m³/s）は過大であると述べてきました。冬季にほとんど正常流量が維持されていないのにサクラマス資源に影響を与えていない実態は、開発局による冬季の正常流量設定が過大であることを示していると考えています。これについての開発局の説明を求めます。

環境

1. サンルダムの水の滞留時間は長いので、サクラマススモルトは降下できない危険性が高いという指摘への回答を求めます

私どもは、開発局も使用しているアメリカのコロンビア川のダム資料について、サケは魚道である程度遡上できても、稚魚はダム湖に滞留して降下できず、資源量が大幅に減少したことを紹介してきました。サンルダムでも同様なことが生じる危険性を指摘してきましたが、この点についての回答がありません。この点についての開発局から回答を求めます。

2. サンルダムによる日本海のサクラマス資源への影響についての回答を求めます

流域委員会では専門家から、天塩川のサクラマス資源が日本海のサクラマス資源を支えている可能性が述べられました。現在、日本海のサクラマス資源は減少の一途をたどっています。サンルダムがサクラマス資源に悪影響を与えた場合も想定しなければなりません。その場合、サンルダムが日本海サクラマス資源に与える影響についての開発局の考えを示していただきたい。

平成 18 年 9 月 25 日

サンルダム建設を考える集い

下川自然を考える会

名寄サンルダムを考える会

北海道の森と川を語る会

大雪と石狩の自然を守る会

旭川・森と川ネット 21

環境ネットワーク旭川・地球村

遊楽部川の自然を守る会

北海道自然文化ネットワーク

サンル川を守る会

北海道自然保護連合

市民森づくりクラブ

社団法人 北海道スポーツフィッシング協会

社団法人 北海道自然保護協会

(申し合わせにより捺印は省略させていただきます)